## ショートステイ 『藍の里』 利用料

1、サービスの利用料金 R5.4改正

基本料金(1日あたり)※負担割合1割の場合 ※単位数単価=10.17

	介護保険が適用となる料金							
	多床室 従来型個室	機能	看護体制	サービス提供	送迎	処遇改善	特定処遇改善	ベースアップ
	利用者負担	訓練加算	加算(Ⅱ)	体制加算(皿)	加算(片道)	加算(I)	加算(Ⅱ)	等支援加算
要支援 1	474単位							
要支援 2	589単位							
要介護 1	638単位							
要介護 2	707単位	12 単位	8 単位	6 単位	184 単位	× 8.3%	× 2.3%	× 1.6%
要介護 3	778単位		※要支援1·2		※送迎を	;	※合計単位数に	_
要介護 4	847単位		は加算され		行う場合	1	2.2%乗算する	5
要介護 5	916単位		ません					

- 上記以外の加算項目が発生した場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定します。
- 令和3年9月末までの期間、基本報酬に0.1%上乗せとなります。

	介護保険が適用されない料金						
	滞在	主費	食費				
	従来型個室	多床室	(食事提供分のご請求です)				
要支援 1 ~	1,150 円	9 <i>4</i> 0 III	1,590円 (1日)				
要介護 5	1, 150 円	840 円	朝食510円 昼食550円 夕食530円				

## 2、所得に応じた滞在費・食費の負担限度額

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合は、サービス利用の滞在費・食費の負担が軽減されます。

対象者		利用者     滞在費		食費		
		負担段階	従来型個室	多床室	1日	
生活保護受給者など		第1段階	320 円	0 円	300 円	
世帯全員が 市町村民税 非課税で預 貯金が一定 額以下	年金収入額と合計所得金額 の合計が80万円以下の方	第2段階	420 円	370 円	600 円	
	年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円超120万円未満の方	第3段階①	820 円	370 円	1,000 円	
	年金収入額と合計所得金額の合 計が120万円超の方	第3段階②	820 円	370 円	1,300 円	
上記以外の方		第4段階	1,150 円	840 円	1,590 円	

## 3、介護保険負担割合証

H29.4月より一定以上所得者の負担割合が見直されました。介護保険認定者全員に負担割合証が交付されますので、介護保険が適応となる料金につきましては、記載の負担額を請求いたします。

## 4、その他以下の代金については実費となります

理美容費、特別な食事、日常生活において通常必要となるもの等。詳しくは、担当の生活相談員にお尋ね下さい。